(平成19年3月23日) 所長裁定 最終改正 令和4年3月25日

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所(以下「研究所」という。) 運営会議規則第7条第1項に基づき、南極地域観測事業に関わる事項を審議するため、南極観 測審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 南極地域観測事業の中期計画の立案
 - 二 各隊次で実施する南極地域観測事業計画の事前審議及び事後評価
 - 三 その他南極地域観測事業の重要事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員25人以内で次の者をもって組織する。
 - 一 情報・システム研究機構国立極地研究所運営会議委員のうちから、運営会議議長の指名に 基づき、所長が委嘱する者
 - 二 極地観測に関し学識経験のある者及び関係研究機関等の職員のうちから、所長が委嘱する 者
 - 三 副所長
 - 四 南極観測センター長
 - 五 南極観測センター副センター長

(任期)

第4条 前条第1号及び第2号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第5条 委員会に、委員長、副委員長及び幹事を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選とする。
- 3 幹事は、南極観測センター長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事は、委員長の命を受け、議事を整理する。

(専門部会)

- 第6条 委員会に専門的事項を審議させるために必要に応じて一つ以上の専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織及び運営等については、委員会の定めによる。

(議事)

- 第7条 委員会(専門部会を含む。以下同じ。)は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、 議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決すると ころによる。
- 3 委員長は、必要に応じ関係者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、南極観測センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

- 1 この規程は、平成19年3月23日から施行する。
- 2 この規程の施行によって委嘱される最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成 20年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 情報・システム研究機構国立極地研究所南極観測委員会分科会規程(平成19年4月27日 所長裁定)は、廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成21年10月30日から施行する。
- 2 この規程の施行によって最初に委属又は指名される第6条第1号の委員の任期は、第8条の 規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年12月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月25日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。